

クリーニング所の手引き

大分市保健所 衛生課

令和 8 年 7 月

目次

1. クリーニング業について	1
2. クリーニング所の開設届出手続き	
(1) 開設手続きの流れ	1
(2) 開設の届出に必要な書類等	2
(3) 構造設備の基準	3
3. 変更・廃止等の各種届出	
(1) 変更届	4
(2) 廃止届	4
4. 営業の承継	5
5. クリーニング所営業者の義務等	
(1) 利用者に対する説明義務等	5
(2) クリーニング師研修・業務従事者に対する講習	6
(3) 検査確認済証等の掲示	6
6. クリーニング業法以外のお問い合わせ先	7

1. クリーニング業について

【「クリーニング業」とは】

溶剤または洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品または皮革製品を原型のまま洗たくすること（繊維製品を使用させるために貸与し、その使用済み後はこれを回収して洗たくし、さらにこれを貸与することを繰り返して行うことを含む。）を営業とすることです。

※水洗いやドライクリーニングのみでなく、受取り、選別、プレス、染み抜き、乾燥、仕上げ、引渡し等といった一連の行為も含まれます。したがって、このような一部の行為だけを行う場合もクリーニング所の届出が必要です。

【クリーニング所の種別】

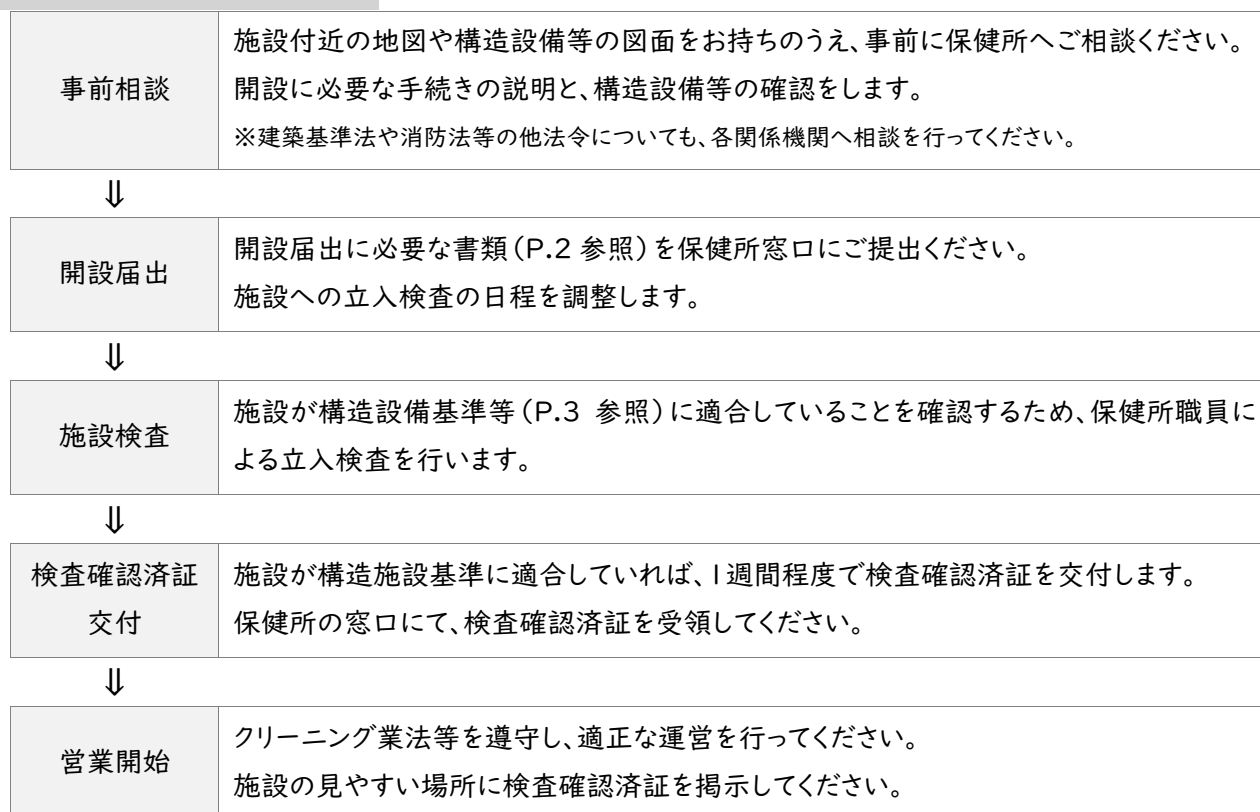
クリーニング所以外の場所で、クリーニング業を行うことはできません。

開設届	一般クリーニング所	洗濯物の処理、受取り及び引渡しを行う施設
	クリーニング取次所	洗濯をせず、受取り及び引渡しのみを行う施設
営業届	無店舗取次店	クリーニング所を開設しないで、車両を用いて洗濯物の受取り及び引渡しを行う店舗

2. クリーニング所の開設届出手続き

クリーニング所を開設するには、クリーニング業法等の構造基準に適合する施設ごとに、事前に保健所に開設届の提出を行い、確認を受ける必要があります。

(1) 開設（営業開始）までの流れ



(2) 開設届出に必要な書類等

以下の書類等を揃え、保健所窓口に提出してください。提出部数：1部

※届出書類の控えが必要な場合は、2部ご提出ください。（1部に受付印を押印してお返します。）

【クリーニング所・取次所】

① クリーニング所開設届
本籍については、都道府県名のみ記入してください。
② 営業施設の位置図
開設場所がわかる地図を提出してください。
③ 構造設備の概要を示す図面
設備の配置がわかる平面図を提出してください。
④ 〔他にクリーニング所や無店舗取次店を営業している場合〕施設名称等の一覧
以下の事項を記載してください。 ○ クリーニング所 または 無店舗取次店の名称 ○ クリーニング所の所在地 ※無店舗取次店の場合は、業務車両の保管場所 及び 自動車登録番号もしくは車両番号 ○ 従事者数 ○ 従事者の中にクリーニング師がいる場合は、その氏名
⑤ クリーニング師免許証の写し ※取次所の場合は、必須ではありません。
原本照合のため、免許証の原本を提示してください。
⑥ 法人の場合は、登記事項証明書の写し
法人番号又は会社法人等番号がわかる場合は、添付の省略が可能です。
⑦ クリーニング所検査手数料
16,700 円（現金） ※開設届出時に必要です。

【無店舗取次店】

① クリーニング無店舗取次店営業届
② 業務用車両の保管場所の地図
③ 業務用車両の車検証の写し
④ 〔他にクリーニング所や無店舗取次店を営業している場合〕施設名称等の一覧
【クリーニング所・取次所】④を参照してください。
⑤ クリーニング師免許証の写し ※無店舗取次店は、必須ではありません。
原本照合のため、免許証の原本を提示してください。
⑥ 法人の場合は、登記事項証明書*の写し *法人番号又は会社法人等番号がわかる場合は、添付の省略が可能です。

※ 届出手数料は不要です。

(3) 構造設備・衛生措置の基準

【クリーニング所・取次所】

項目	基準	一般	取次所
施設全体	施設及び業務用車両や機械器具類は清潔に保つこと	○	○
	作業及び衛生の保持に支障を来さないよう十分な広さを有すること	○	○
	隔壁、ついたて等により、住居、他の営業の用に供する施設等と区分すること	○	○
	洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分しておくこと	○	○
	洗濯物をその用途に応じて区分して処理すること	○	○
	採光、照明及び換気を十分に行うこと	○	○
洗濯場所	洗いの床は、不浸透性材料（コンクリート、タイル等）で築造され、適当な勾配と排水口が設けられていること	○	—
	業務用の洗濯機及び脱水機をそれぞれ少なくとも 1 台備えること ※脱水機の効用を有する洗濯機を備える場合は、脱水機は備えなくてもよい	○	—
	洗濯物の処理に使用した有機溶剤、洗剤等が仕上げの終わった洗濯物に残留しないようにすること	○	—
	〔指定洗濯物を取り扱う場合〕 他の洗濯物と区分しておき、指定洗濯物を洗濯する時はその前に消毒すること ※消毒の効果を有する方法で洗濯する場合は、消毒しなくてもよい	○	—
従事者等	業務に従事する者が結核又は感染性の皮膚疾患にかかった場合には、直ちにその旨を市長に届け出て、その指示に従うこと	○	○
	業務に従事する者に対して結核又は感染性の皮膚疾患に係る健康診断を受けさせるよう市長から指示があった場合には、その指示に従うこと	○	○

指定洗濯物について

指定洗濯物とは、伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるもので、クリーニング業者に引き渡される前に消毒されていない、以下①～⑤の洗濯物です。

指定洗濯物は、他の洗濯物と区分して保管し、洗濯前に消毒するか、消毒効果を有する方法で洗濯する必要があります。消毒方法等については、「クリーニング所における衛生管理要領（昭和 57 年 3 月 31 日付環指第 48 号）」をご確認ください。

- ① 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの
- ② 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの
- ③ おむつ、パンツその他これらに類するもの
- ④ 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの
- ⑤ 病院または診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの

3. 変更・廃止等の各種届出

(1) 変更届

クリーニング業の届出後、以下の項目に変更があった場合は、すみやかに「クリーニング所開設（クリーニング無店舗取次店営業）届出事項変更届」に必要な書類を添付して保健所に提出してください。

	届出事項	変更の内容	備考
クリーニング所・無店舗取次店（共通）	名称	クリーニング所の名称	検査確認済証の書換えを希望される場合は、別途、再交付申請（現在の検査確認済証（原本）を添付）をしてください。
	開設者の情報	【個人】 氏名、住所、本籍（都道府県名） 【法人】 名称、所在地、代表者 ※開設者自体が変わる場合は、「新規開設届」もしくは「地位承継届」の手続きが必要です。	○個人開設者の姓名の変更の場合 戸籍事項証明書等（変更内容を確認できるもの）を持参してください。 ○法人の場合 履歴事項全部証明書*のコピーを添付してください。 *法人番号（会社法人等番号）がわかる場合は、添付省略可能です。
	構造設備	※変更内容によっては、新規となる場合があります。	構造設備基準に適合する必要があるため、 <u>必ず工事の着工前</u> に図面を持参し、保健所にご相談ください。
	管理人	氏名、住所、本籍（都道府県名）	
	クリーニング師	氏名、住所、本籍（都道府県名）	クリーニング師の免許証（原本とコピー）を持参してください。
	消毒を要する洗濯物の取扱いの有無	消毒を要する洗濯物の取扱いを新たに始める場合、または、取扱いをやめる場合	
無店舗取次店	業務用車両	業務用車両の自動車登録番号または車両番号、車両の保管場所	車検証の写しを添付。
	営業区域		

【新規での開設届手続きが必要となる場合】

- ・ 移転をする場合
- ・ 既許可営業施設で、大規模な増改築、移転等をする場合

(2) 廃止届

営業を廃止したときは、すみやかに届出を提出してください。

※クリーニング所検査確認済証（原本）を添付してください。

4. 営業の承継

事業譲渡、法人の合併や分割、相続の場合は、地位承継の手続きを行うことにより、営業を引き継ぐことができます。「クリーニング業営業者地位承認届」に下記の書類を添付し、保健所に申請してください。

また、検査確認済証の再交付を希望される場合は、別途、再交付申請（現在の検査確認済証（原本）を添付）が必要です。

承継の事由	添付書類
事業譲渡	・事業譲渡が行われたことを証する書類 ・譲受人が法人の場合は、譲受する法人の登記事項証明書*の写し *法人番号又は会社法人等番号がわかる場合は、添付の省略が可能です。
合併・分割	<合併の場合> ・合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書の写し <分割の場合> ・分割によりクリーニング業を承継した法人の登記事項証明書*の写し *法人番号又は会社法人等番号がわかる場合は、添付の省略が可能です。
相続	・(1)又は(2)の書類 (1)被相続人の死亡を証明する戸籍謄本又は除籍謄本、相続人の全員の戸籍謄本 ※被相続人が死亡した日以後の証明日のものがが必要です。 (2)法定相続情報一覧図の写し（法務局より交付されたもの） ・相続人が2人以上の場合は、届出者以外の相続人全員の同意書

5. クリーニング所営業者の義務等

(1) 利用者に対する説明義務等（クリーニング業法第3条の2）

利用者の利益保護のため、説明義務等が以下のとおり定められています。

○ 洗濯物の処理方法等についての説明

洗濯物の受取および引渡しをしようとするときは、あらかじめ利用者に対し、洗濯物の処理方法等について説明するよう努めなければなりません。

○ 苦情の申出先の明示

洗濯物の受取及び引渡しをする際には、苦情の申出先を明示する必要があります。

【クリーニング所の場合】

苦情の申出先となる「クリーニング所の名称」「所在地」「電話番号」を店頭に掲示し、それらの掲示事項を記載した書面を利用者に配布してください。

【無店舗取次店の場合】

苦情の申出先となる「クリーニング所又は無店舗取次店の名称」「そのクリーニング所の所在地 又はその使用する車両の保管場所」「電話番号」を記載した書面を利用者に配布してください。

(2) クリーニング師研修・業務従事者に対する講習

【クリーニング師の研修】（クリーニング業法第 8 条の 2、クリーニング業法施行規則第 10 条の 2）

クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、業務に従事した後 1 年以内に、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した研修を受けなければなりません。

その後、3 年を超えない期間ごとに研修を受ける必要があります。

【業務従事者に対する研修】（クリーニング業法第 8 条の 3、クリーニング業法施行規則第 10 条の 3）

クリーニング所の営業者は、クリーニング所の開設後 1 年以内に、業務に従事する者（クリーニング所の従業員 5 人に 1 人以上）に対し、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した講習会を受講させなければなりません。

その後、3 年を超えない期間ごとに講習を受けさせる必要があります。

〔対象となる受講者数について〕 従事者数の 5 で割った数が対象。端数が生じたときは、その端数を 1 として計算する。

（例 1）業務従事者 3 人の場合：1 人が対象者

（例 2）業務従業者 14 人の場合：3 人が対象者

※クリーニング師の研修を受けた者は、この人数の中に含めることができます。

取次所、無店舗取次店についても、従事者講習の受講義務はあります。

(3) 『検査確認済証』等の掲示（大分市クリーニング業法施行細則第 5 条）

クリーニング所には、以下のものを利用者の見やすい場所に掲示してください。

- クリーニング所検査確認済証
 - クリーニング師の指名及び免許番号 又は クリーニング師免許証
- ※クリーニング取次所は除く

6.クリーニング業法以外のお問い合わせ先

【主なお問い合わせ先】

① 建築基準法 建築確認等について	大分市役所 開発建築指導課(本庁舎 7 階) 電話:097-537-5635
② 都市計画法 用途地域について	大分市役所 都市計画課(本庁舎 7 階) 電話:097-537-5965
③ 消防法 消防設備について	中央消防署 予防査察担当班(電話:097-532-2108) 南大分分署 庶務予防担当班(電話:097-544-7750) 東消防署 予防査察担当班(電話:097-527-2721) 佐賀関分署 庶務予防担当班(電話:097-575-0681) 南消防署 予防査察担当班(電話:097-586-1230)
④ 下水道法 特定施設の届出について	大分市上下水道局 営業課(大分市城崎町 1 丁目 5 番 20 号) 電話:097-537-5641
⑤ 水質汚濁防止法 特定施設を設置する場合	大分市役所 環境保全課(本庁舎 4 階) 電話:097-537-5762
⑥ 浄化槽法 浄化槽を設置する場合	大分市役所 廃棄物対策課(本庁舎 4 階) 電話:097-540-5850
⑦ 廃棄物処理法 事業系ごみ(一般廃棄物、産業廃棄物)の処理について	大分市役所 ごみ減量推進課(本庁舎 4 階) 電話:097-537-5624

※他の関係法令についても確認いただき、遵守するようお願いします。

大分市保健所 衛生課 生活衛生担当班
〒870-8506 大分市荷揚町 6 番 1 号
TEL 097-536-2854
FAX 097-532-3490